

兵庫県公報

令和2年4月28日 火曜日 第103号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	5
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（中播磨県民センター）	6
○ 同 上（同）	6
○ 入札公告（県立森林大学校）	6

告 示

兵庫県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

香寺町土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 正 敏	姫路市香寺町恒屋432番地



兵庫県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

刀出土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 達 由紀夫	姫路市刀出465番地
同	大 谷 鶴 治	同 市刀出646番地43
同	大 谷 雅 英	同 市刀出264番地
同	大 谷 陽 三	同 市刀出374番地
同	大 谷 美 幸	同 市刀出269番地
同	田 靡 仁 志	同 市刀出328番地 1
同	田 靡 勝	同 市刀出319番地
同	西 田 隆 夫	同 市刀出460番地
同	船 引 國 治	同 市刀出92番地 1
同	船 引 利 宏	同 市刀出68番地

監 事	田 靡 利 幸	同	市刀出402番地
同	田 靡 喜 啓	同	市刀出416番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 達 由紀夫	姫路市刀出465番地
同	大 谷 雅 英	同 市刀出264番地
同	大 谷 陽 三	同 市刀出374番地
同	大 谷 美 幸	同 市刀出269番地
同	田 靡 仁 志	同 市刀出328番地 1
同	西 田 隆 夫	同 市刀出460番地
同	船 引 國 治	同 市刀出92番地 1
同	船 引 利 宏	同 市刀出68番地
監 事	田 靡 利 幸	同 市刀出402番地
同	田 靡 喜 啓	同 市刀出416番地

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 永 一	姫路市船津町2561番地
同	平 石 満	同 市船津町2850番地
同	小 田 敏 美	同 市船津町2488番地
同	苗 村 昭	同 市船津町2501番地
同	平 石 頼 夫	同 市船津町2861番地 1
同	福 永 良 三	同 市船津町1445番地
同	松 岡 吉 博	神崎郡福崎町南田原392番地 4
監 事	井 上 清 貴	姫路市船津町3110番地 1
同	福 永 和 俊	同 市船津町2492番地
同	中 村 剛 造	同 市船津町1453番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 永 一	姫路市船津町2561番地
同	平 石 信 幸	同 市船津町2096番地 2
同	小 田 敏 美	同 市船津町2488番地
同	平 石 満	同 市船津町2850番地
同	平 石 頼 夫	同 市船津町2861番地 1
同	西 村 弘 明	同 市船津町1488番地
同	松 岡 吉 博	神崎郡福崎町南田原392番地 4
監 事	福 永 和 俊	姫路市船津町2492番地
同	東 郷 耕 造	同 市船津町2885番地 5
同	塩 谷 重 信	同 市船津町1480番地

琴池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 孝 司	加古郡稲美町国安147番地の 1
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号
同	玉 田 勉	加古郡稲美町国安70番地
同	上 塚 吉 宏	同 郡同 町国安93番地
同	藤 田 康 雄	同 郡同 町国安202番地の 4
同	藤 田 義 光	同 郡同 町国安356番地の 4
監 事	上 田 茂 臣	同 郡同 町国安83番地
同	玉 田 守	同 郡同 町国安60番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 孝 司	加古郡稲美町国安147番地の1
同	上 田 茂 臣	同 郡同 町国安83番地
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号
同	玉 田 勉	加古郡稲美町国安70番地
同	藤 田 康 雄	同 郡同 町国安202番地の4
同	上 田 直 也	同 郡同 町国安481番地の1
監 事	上 塚 吉 宏	同 郡同 町国安93番地
同	玉 田 守	同 郡同 町国安60番地
同	丸 山 正 和	同 郡同 町国安1丁目66番地

寺内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	窪 田 良 岱	南あわじ市八木寺内391番地1
同	野 口 昌 敏	同 市八木寺内947番地
同	宮 地 克 壽	同 市八木寺内1280番地
同	片 山 直 樹	同 市八木寺内680番地1
同	坂 口 茂	同 市八木寺内752番地
同	山 口 雅 弘	同 市八木寺内870番地
同	北 川 惠 之	同 市八木寺内560番地
同	北 川 満 夫	同 市八木寺内227番地1
同	山 口 康 美	同 市八木寺内122番地
同	山 野 守 之	同 市八木寺内1115番地
同	宮 地 良 幸	同 市八木寺内1245番地
同	宮 本 良 三	同 市八木寺内1246番地
監 事	宮 地 政 次	同 市八木寺内1267番地
同	上 田 惠 万	同 市八木寺内1601番地2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	宮 地 克 壽	南あわじ市八木寺内1280番地
同	野 口 昌 敏	同 市八木寺内947番地
同	宮 地 良 幸	同 市八木寺内1245番地
同	片 山 直 樹	同 市八木寺内680番地1
同	山 口 隆 志	同 市八木寺内759番地
同	山 口 佳 範	同 市八木寺内861番地
同	北 川 惠 之	同 市八木寺内560番地
同	山 本 路 夫	同 市八木寺内187番地
同	北 野 雄 三	同 市八木寺内229番地
同	山 野 守 之	同 市八木寺内1115番地
同	窪 田 貴	同 市八木寺内386番地
同	正 木 美 宏	同 市八木寺内1342番地
監 事	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番地1
同	上 田 惠 万	同 市八木寺内1601番地2

倭文長田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 山 和 生	南あわじ市倭文長田132番地
同	山 野 均	同 市倭文長田363番地
同	上 田 和 代	同 市倭文長田1991番地2

同	上 田 勝 重	同	市倭文長田1961番地 1
同	上 田 守	同	市倭文長田319番地 1
同	柏 木 正 芳	同	市倭文長田1978番地
同	加 藤 富 司	同	市倭文長田1517番地 1
同	加 藤 恭 秀	同	市倭文長田1504番地
同	庄 野 悦 男	同	市倭文長田111番地 2
同	庄 野 能 章	同	市倭文長田2074番地
同	堤 栄 伸	同	市倭文長田143番地
同	永 田 康 幸	同	市倭文長田318番地
同	橋 本 隆	同	市倭文長田1230番地
同	長 谷 貞 夫	同	市倭文長田1542番地10
同	山 野 彰 一	同	市倭文長田1698番地 1
監 事	山 田 泰 生	同	市倭文長田1559番地
同	上 田 幹 郎	同	市倭文長田1725番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

北 山 和 生

山 野 均

上 田 和 代

上 田 勝 重

上 田 守

上 田 幹 郎

柏 木 正 芳

加 藤 富 司

加 藤 恭 秀

庄 野 悦 男

庄 野 能 章

堤 栄 伸

永 田 康 幸

橋 本 隆

橋 本 恭 明

平 池 秀 幸

長 谷 貞 夫

山 野 彰 一

山 田 泰 生

清 水 學

住 所

南あわじ市倭文長田132番地

同 市倭文長田363番地

同 市倭文長田1991番地 2

同 市倭文長田1961番地 1

同 市倭文長田319番地 1

同 市倭文長田1725番地

同 市倭文長田1978番地

同 市倭文長田1517番地 1

同 市倭文長田1504番地

同 市倭文長田111番地 2

同 市倭文長田2074番地

同 市倭文長田143番地

同 市倭文長田318番地

同 市倭文長田1230番地

同 市倭文長田931番地 1

同 市倭文長田374番地 2

同 市倭文長田1542番地10

同 市倭文長田1698番地 1

同 市倭文長田1559番地

同 市倭文長田421番地



兵庫県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
岡土地改良区	令和2年4月1日
琴池土地改良区	同
手中池土地改良区	同
草谷川土地改良区	令和2年4月14日

市島町土地改良区	同
倭文長田土地改良区	同



兵庫県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年4月14日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	兵庫姫路2地区 (別所横池)	令和2年4月28日から 同年5月18日まで	姫路市役所



兵庫県告示第551号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01丹波位置 0006号	2.4.10	丹波篠山市網掛字市ノ坪313番1の一部、313番2の一部、314番1の一部、314番2の一部	6.00	48.00

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町北池字村前84番17、87番5、88番、89番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町北池119番地
松本慶一
加古川市加古川町稲屋36番地の2 グランプレステージ加古川Ⅱ-110号
松本修司
- 3 許可年月日及び許可番号

令和元年11月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-27号（1高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡四丁目80番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町粟津793番地の11
ふたばハウジング株式会社 代表取締役 衣笠昭平
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年1月30日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-34号（1稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市板屋町191番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市北条宮の町257番地
株式会社あさひ土地 代表取締役 中口陽介
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年11月11日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20号（1赤穂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字前田1694番1、1694番3、1694番7の一部、1694番1地先水路
同 郡同 町西田原字前畑1617番4の一部、1617番4地先里道
同 郡同 町西田原字辻ノ前1618番4の一部、1618番5の一部、1618番4地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市片田町12番地
株式会社ミツワ不動産 代表取締役 山本陽介
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年2月4日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-3-2号（1福崎）



入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札に付す。

令和2年4月28日

契約担当者

兵庫県立森林大学校長 築山佳永

1 調達内容

(1) 業務の件名

令和2年度森林林業基礎講座運営委託業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年5月29日（金）から令和3年3月10日（水）まで

(4) 履行場所

兵庫県立森林大学校が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次の全ての要件を満たす者であること。

ア 平成22年度以降に森林林業分野における研修の実績があること。

イ 会計及び労務関係帳簿が整理されており、本業務を的確に遂行できる能力を有していること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1

兵庫県立森林大学校 担当：藤本

電話(0790)72-2700

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年4月28日（火）から5月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年5月20日（水）午前11時 兵庫県立森林大学校1階会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年5月19日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年5月15日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年5月14日（木）午後5時までに前記3（1）の場所に提出すること。
 - イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（令和2年5月29日（金））までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。